

ニホンモモンガ保全回復事業計画

平成 24 年 11 月 13 日
京都府告示第 652 号

第 1 事業の目標

ニホンモモンガは、本州、四国、九州の山地帯から亜高山帯の森林に生息しているが、京都府内においては比叡山、芦生研究林、片波川源流域、大見など比較的標高の高い、ごく限定された地域でのみ生息が確認されている。本種は樹洞で繁殖するため、樹洞のできる古木や滑空のできる大径木が必要であるが、伐採や枯死によりそれらが減少しつつあることが生存に対する脅威となっており、絶滅の危機に瀕している。

本事業は、本種の府内における生息状況等の把握を行うとともに、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第 2 事業の区域

京都市及び南丹市など京都府内における本種の生息域

第 3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するため、専門的な知識を有する者と連携を図りながら以下のとおり本種及び本種をとりまく生息状況等の動向を把握し、生態等に関する知見を集積するよう努める。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況などに関する情報を蓄積するとともに、必要に応じてそれらの動向についてモニタリングを行う。また、死亡要因を把握するため、野外で死亡した個体が得られた場合は、収容状況の情報収集、当該個体の検査等の調査を行うよう努めるものとする。

(2) 生息に適する環境の解明

本種は完全な夜行性で森林帯に生息するために分布情報などが得にくい種で生態についてはほとんどわかっていないため、(1)の調査研究の結果を踏まえ、繁殖地の保全方法等について調査研究を行い、本種の生息や繁殖に適する環境の解明に努める。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く繁殖地、生息地など生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、必要に応じて保全の取組を行う。

(1) 林令の高い森林や古木の保存

本種は比較的林令の高い森林で生息し、古木などの樹洞で繁殖活動をするため、これらの一体的な保全が不可欠である。生息の可能性のある地域においてはこれらの伐採は避けるなど、保全について十分に配慮するよう努める。

(2) 森林の連続性の確保

本種は樹上のみで生活するため、生息可能な森林が連続していることが重要である。生息地の連続性を確保し、遺伝的交流を維持するため、開発などによる森林の分断を避

けるとともに、保護林の間をつなぐ森林のコリドーの整備について計画的に取り組むよう努める。

3 傷病個体の救護

京都府、市町村、獣医師会、動物園等の関係機関との連携・協力により、傷病個体を救護施設に保護収容して、治療、リハビリテーションするとともに、野外での生活が可能な状態に回復した場合は、原則として野外に帰すものとする。また傷病の発生原因の究明により再発の防止に努める。

4 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、事業者、国及び関係地方公共団体のみならず、関係地域の住民をはじめとする府民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本種の保護に対する配慮及び協力を幅広く働きかける。また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等など本種についての理解を深めるための取組を行う

(2) 公共事業等の開発における配慮

1で得られた知見などを活用し、本種に与える影響を回避もしくは極力軽減した工法及び管理手法の採用などに努め、関係地域の住民の理解を得つつ、森林の適正な管理に努め、本種の生息地及びその周辺地域における保全対策への活用を図る。

また、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている『環』の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、京都府及び関係市町村などの関係行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、保全活動団体、教育関係者、農林業関係者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施に当たっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取り組みを行う団体と連携して行う。また、本種の地域個体群を保護していくためには広域にわたる生息環境の保全対策が重要であることから、近隣府県との情報共有や協働した保全の取り組みを推進する。

さらに、本種は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」など別の法令でも規制を受けているので、保全回復事業の実施にあたって関係機関との調整を図る。